

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

### ◆保険料率などが変わりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、富山県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すことになっていきます。平成24・25年度の保険料率は次のとおりです。

### ◇これまでの保険料と変更後の保険料

均等割額 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 年額 40,800円	→	平成24・25年度 年額 43,800円
所得割率 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 7.5%	→	平成24・25年度 8.6%
賦課限度額 (1年間の保険料限度額)	平成22・23年度 50万円	→	平成24・25年度 55万円

### ◇保険料の計算方法

$$\text{均等割額 } 43,800\text{円} + \text{所得割額 } (\text{前年の総所得金額など} - 33\text{万円}) \times 8.6\% = \text{1年間の保険料額 } (100\text{円未満切捨て}) \text{ 【限度額 } 55\text{万円} \text{】}$$

※所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置は、平成24年度においても継続されます。

平成24年度の保険料額につきましては、7月中旬に決定(納入)通知書をお送りします。

問合せ先 富山県後期高齢者医療広域連合 (☎465-7503)  
税務課市民税担当 (内線233・234)

## 平成24年度 市税などの納期一覧

月	納期限	固定資産税	市県民税 (普徴)	軽自動車税	国民健康保険税 (普徴)	介護保険料 (普徴)	後期高齢者保険料 (普徴)
4月	H24.5.1(火)	1期					
5月	H24.5.31(木)			全期			
6月	H24.7.2(月)		1期				
7月	H24.7.31(火)	2期			1期	1期	1期
8月	H24.8.31(金)		2期		2期	2期	2期
9月	H24.10.1(月)				3期	3期	3期
10月	H24.10.31(水)		3期		4期	4期	4期
11月	H24.11.30(金)				5期		5期
12月	H24.12.25(火)	3期			6期	5期	6期
1月	H25.1.31(木)		4期		7期		7期
2月	H25.2.28(木)	4期			8期	6期	8期
3月	H25.4.1(月)				9期		

※納期限とは納期の末日(毎月末日(12月のみ25日))のことで、土曜日または休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。

※普徴とは普通徴収の略で、口座振替または市から送付する納税通知書(納付書)により、市役所会計課窓口、市の指定金融機関窓口で直接納めていただく制度です。

問合せ先 税務課納税担当(内線231・232)

## 平成24年度 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料改定のお知らせ

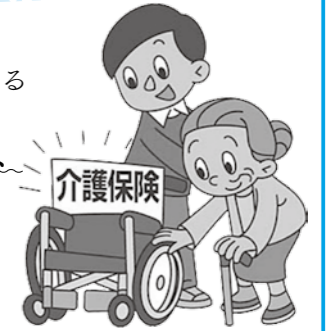
### ～ 介護保険料が変わります ～

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用や滑川市における被保険者数の見込みなどを基に、3年ごとに見直しが行われます。

今回の見直しで、平成24年度から平成26年度の**保険料基準額(月額)**は、**5,358円**となります。

また、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定にするため、所得段階がこれまでの9段階から10段階区分に変更となりました。

保険料 平成24～26年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料



	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.4	25,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5	32,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.6	38,600円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階および第3段階以外の方	基準額×0.7	45,000円
第5段階	本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.85	54,700円
第6段階	本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、第5段階以外の方	基準額	64,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.1	70,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	80,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額×1.5	96,400円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.75	112,500円

(注) 年度途中で65歳になられた方や転入された方は、その月から月割りでの賦課となります。

### ◆介護保険料の納め方

年金からあらかじめ天引きされる「特別徴収」と口座振替または納付書で納めていただく「普通徴収」があります。なお、特別徴収と普通徴収を被保険者自身が選択することはできません。

**7月中旬に、一年間の介護保険料決定通知書または介護保険料納入通知書を発送しますので、保険料と納付方法をご確認ください。**

### <4・6月の年金からすでに天引きされている方>

上記の保険料は、平成24年10月の本徴収より適用されます。(4・6・8月の仮徴収は旧保険料を適用)ただし、年度の前半(仮徴収)と後半(本徴収)で納付額の差が生じる場合、8月の徴収額を変更し、保険料の平準化(前半と後半の徴収額をほぼ均等にする)を行います。これにより、8月の徴収額が大幅に増額または減額になる場合がありますが、今後の各期の納付額をほぼ均等にするための調整ですのでご了承ください。

日本年金機構などから送付される「年金振込通知書」に記載される介護保険料額と、市が送付する「介護保険料決定通知書」に記載される介護保険料額が一致しない場合があります。これは、日本年金機構などが年金振込通知書を作成する時点で、市町村と日本年金機構などの情報交換スケジュールの都合上、変更予定の介護保険料額について反映することができないことによるもので、市から通知している介護保険料決定通知書が決定額となります。

問合せ先 介護保険料の決定額および納め方 税務課(内線233・234)  
介護保険料の改定および介護保険サービスに関すること 福祉介護課(内線761・763)